掛金・負担金率一覧表(令和4年4月から)

≪標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率≫

	《保牛報酬の方領及の保牛朔木ナヨ寺の領にはる牛//																
	短期			厚生年金保険※2			退職等年金		経過的 長期	保健		業務					
種別	区分	掛金	介護 掛金	負担金	介護 負担金	調整	公的	厚生年	金保険料	基礎年金	掛金	負担金	負担金	掛金	負担金	負担金	子ども・子
		街街	掛金 ※1	貝担金	類担金 ※1	負担金	負担金		組合員 保険料	負担金	掛並	貝担金	貝担金	押並	貝担金	※ 3	育て拠出金 ※ 4
_	一般	47.00	8. 70	47.00	8. 70	0.10	0.06	183. 00	91.50	41.60	7.50	7. 50	0.1105	2. 4	2.4		_
般組	在職派遣職員	47.00	8. 70	47.00	8.70	0.10	0.06	183.00	91.50	41.60	7.50	7.50	0.1105	2. 4	2.4	組合員一人	<u>3. 6</u>
合	職員団体専従	47.00	8. 70	47.00	8.70	<u>0. 10</u>	0.06	183. 00	91.50	41.60	7.50	7. 50	_	2. 4	2.4	当たり	<u>3. 6</u>
員	特 別 職	47.00	8. 70	47.00	8.70	0.10	0.06	183. 00	91.50	41.60	7.50	7. 50	0.1105	2. 4	2.4	4月	_
短	期組合員	47.00	8. 70	47.00	8.70	0.10	0.06	ı	_	_	_	_	_	2. 4	2.4	1050円	_
市	町村長組合員	47.00	8. 70	47.00	8.70	0.10	0.06	183.00	91.50	41.60	7.50	7. 50	0.1105	2.4	2.4	5月以降	_
特	定消防組合員	47.00	8. 70	47.00	8. 70	0.10	0.06	183.00	91.50	41.60	7.50	7. 50	0.1105	2.4	2.4	960円	_
船	員一般組合員	44.81	8. 70	49. 19	8.70	0.10	0.06	183. 00	91.50	41.60	7.50	7. 50	0.1105	2. 4	2.4		_
船	員短期組合員	44.81	8. 70	49. 19	8.70	0.10	0.06	ı	_	_	_	_	_	2. 4	2.4	※短期組合員、船 員短期組合員及び	
長	期組合員 (一般)	2.35	_	2.35	_	_	0.06	_	_	_	7.50	7. 50	0.1105	2.4	2.4	後期高齢者等短期 組合員の令和4年	_
長	期組合員 (特別職)	2.35	_	2.35	_	_	0.06	_	_	_	7.50	7. 50	0.1105	2. 4	2.4	度における業務負 担金は不要としま	_
後短	期 高 齢 者 等 期 組 合 員	2.35	_	2.35	_		0.06		_	_	_	_	_	2. 4	2.4	す。	
市	町村長長期組合員	2.35	_	2.35	_		0.06	_	_	_	7.50	7. 50	0.1105	2. 4	2.4		_
料	続長期組合員	1	_	_	_	1	_	183. 00	91.50	41.60	7.50	7. 50	0.1105	_	_		<u>3. 6</u>
任	意継続組合員	94.00	17. 40	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

(注) 下線部分は職員団体又は公益法人等の派遣先の負担です(厚生年金保険料については※2を参照)。 網掛け部分が変更箇所です。

	4月1日の標準報酬の月額の総額に対して				
追加費用	高松市	13. 3			
(厚生年金保険分)	丸亀市	12. 6			
V1 = 1 = P(1)()()	坂出市	13. 0			
	その他	12. 1			

	4月1日の標準報酬の月額の総額に対して				
追加費用	高松市	1.3			
(経過的長期給付分)	丸亀市	1.2			
(性週刊文券相刊为)	坂出市	1.2			
	その他	1. 1			

払込金	該当所属所に別途通知します。
-----	----------------

	組合員一人当たり年間
特定健診等	170円

- ※1 介護掛金及び介護負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。
- ※2 厚生年金保険料は、他の掛金・負担金と計算方法が異なります。
 - < 厚生年金保険料の計算方法>
 - ① 所属所において納付すべき保険料額を計算する。 標準報酬の月額の総額 × 保険料率(端数切り捨て)
 - ② 組合員保険料を算出する。 標準報酬の月額 × 組合員保険料率 (個人ごとに端数切り捨て)
 - ③ 所属所負担分を算出する。 所属所における保険料額① - 組合員保険料の合計額②

厚生年金保険料及び基礎年金負担金は、70歳以上組合員は不要です。また厚生年金保険料の内、在職派遣職員、職員団体専従及び継続長期組合員にかかる所属所負担分は、派遣先の負担です。

- ※3 期末手当等にかかる業務負担金は、不要です。
- ※4 子ども・子育て拠出金は、70歳以上組合員は不要です。